

第128回 福島市都市計画審議会

議案集

日 時：令和7年2月27日（木）午後2時から
場 所：コラッセふくしま 3階 企画展示室

1. 議 案

第 1 2 8 回 福島市都市計画審議会に次の議案を提出する。

議 案 番 号	件 名	決 定 区 分	頁	備考
議案第 2 8 0 号	県北都市計画道路の変更について (3 ・ 5 ・ 1 2 8 号 平野瀬上線)	福島市	3 ～ 5	
議案第 2 8 1 号	県北都市計画道路の変更について (3 ・ 4 ・ 1 4 5 号 渡利東浜町線)	福島市	6 ～ 7	

令和 7 年 2 月 2 7 日

福島市都市計画審議会長

県北都市計画道路の変更について（福島市決定）

県北都市計画道路を次のように変更する。

都市計画道路中3・5・128号平野鎌田線を3・5・128号平野瀬上線に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・5・128	平野 瀬上線	福 島 市 飯 坂 町 平 野 字 境 田	福 島 市 瀬 上 町 字 葉 師 前		約 4,870m	地表式	2車線	12m	・ JR 東北本線、 JR 東北新幹線 と立体交差 ・ 福島交通飯坂 線と平面交差 ・ 東北縦貫自 動車道と立体 交差 ・ 幹線街路と平 面交差3箇所	

理 由 書

本路線は、飯坂町平野と鎌田を結ぶ幹線街路として昭和 42 年に都市計画決定された。

起点から県道福島飯坂線までの区間は未整備であるが、本路線の南北にある国道 399 号と市道上ノ壇・道添線が整備済みであり、代替路線として機能していることから、ネットワーク上支障がない。

国道 4 号から終点までの区間は、一部瀬上東部土地区画整理事業で都市計画道路が概成しているが、瀬上駅以南から終点までの区間は市街化調整区域内の路線であり、国道 4 号及び県道飯坂・保原線が代替路線として機能しており、幹線道路としての機能や整備の必要性が低い。

以上の理由により、一部区間を廃止するに伴い、名称、延長、起点及び終点を変更しようとするものです。

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

種 別	名 称		位 置			区域	構 造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・5・128	平野 鎌田線	福島市 飯坂町 平野字 殿田	福島市 鎌田 樋口	福島市 瀬上町 字薬師 前	約 7,110m	地表式	2車線	12m	・ JR 東北本線、 JR 東北新幹線 と立体交差 ・ 阿武隈急行線 と立体交差 ・ 福島交通飯坂 線と平面交差 ・ 東北縦貫自動 車道と立体交差 ・ 幹線街路と平 面交差 6 箇所	
		平野 瀬上線	福島市 飯坂町 平野字 境田	福島市 瀬上町 字薬師 前	—	約 4,870m				・ JR 東北本線、 JR 東北新幹線 と立体交差 ・ 福島交通飯坂 線と平面交差 ・ 東北縦貫自動 車道と立体交差 ・ 幹線街路と平 面交差 3 箇所	
		なお、阿武隈急行線との立体交差付近に約 2,000 m ² の広場を設ける。									

都市計画を変更する土地の区域

都市計画から除外される土地の区域

福島県福島市のうち

^{いいざかまちひらの}飯坂町平野字^{とのだ}殿田の一部の区域

^{せのうえまち}瀬上町字^{やくしまえ}薬師前、字^{さくらまちいつちようめ}桜町一丁目、字^{さくらまちにちようめ}桜町二丁目、字^{さくらまち}桜町、字^{あぶらだ}油田

^{みなみさわだ}字南沢田、字^{しもかわら}下川原 及び 字^{ぞうがはな}象ヶ鼻の各一部の区域

^{かまた}鎌田字^{あぜみち}畔道、字^{ひがしあぜみち}東畔道、字^{くろす}黒須、字^{なかくろす}中黒須、字^{にしくろす}西黒須、字^{ぼ ぼ}馬場、字^{かわだ}川田

^{いしばし}字石橋、字^{きたふな と}北舟戸、字^{といがけ}樋懸、字^{といぐち}樋口 及び 字^{やぐら}矢倉の各一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和7年1月29日から令和7年2月12日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画道路の変更経緯

年 月 日	事 項	決 定 権 者	備 考
昭和 42 年 10 月 9 日	当 初 決 定	建 設 大 臣	建設省告示第 341 号
昭和 49 年 4 月 16 日	第 1 回 変 更	福 島 市	福島市告示第 81 号
昭和 53 年 4 月 21 日	第 2 回 変 更	福 島 市	福島市告示第 38 号
昭和 59 年 8 月 17 日	第 3 回 変 更	福 島 県	福島県告示第 1133 号
平成 12 年 4 月 21 日	第 4 回 変 更	福 島 県	福島県告示第 364 号

議案第 2 8 1 号

県北都市計画道路の変更について（福島市決定）

県北都市計画道路を次のように変更する。

都市計画道路中3・4・145号渡利本内線を3・4・145号渡利東浜町線に名称を改め、次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	
幹 線 街 路	3・4・145	渡利 東浜町 線	福 島 市 渡 利 字 櫛 町	福 島 市 東 浜 町	福島市 腰浜町	約 2,830m	地表式	2車線	18m	幹線街路と 平面交差 5箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 書

本路線は、昭和 26 年に矢剣町本内線として都市計画決定され、昭和 56 年に矢剣町渡利線と渡利本内線に分けられ、現在の計画となっている。

堀河町から国道 115 号までの区間は、本路線と交差する幹線街路市道入江町・桜木町線、市道堀河町線が整備済みであり、それぞれ主要幹線道路である国道 4 号、国道 115 号に接続し、代替路線として機能していることから、ネットワーク上支障がない。

本路線と並行する国道 4 号が整備済みであり、代替路線として機能していることからネットワーク上支障がない。

以上の理由により、一部区間を廃止するに伴い、名称、延長、起点及び終点を変更しようとするものです。

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間 における鉄道 等との交差の 構造	
幹 線 街 路	3・4・145	渡利 本内線 渡利 東浜町 線	福 島 市 渡 利 字 櫛 町	福島市 本内字 北町裏 福島市 東浜町	福島市 腰浜町	約 4,680m 約 2,830m	地表式	2車線	18m	幹線街路と 平面交差 7箇所 幹線街路と 平面交差 5箇所	

都市計画を変更する土地の区域

都市計画から除外される土地の区域

福島県福島市のうち

ほりかわちょう やしまちょう たてのまえ えぞぬき やぐらした とおせど
堀河町、八島町、館ノ前、蝦貫、矢倉下 及び 遠瀬戸の各一部の区域

もとうち みなみしたかま かやの したかま にししたかま なかかいどうした きたかいどうした
本内字南下釜、字萱野、字下釜、字西下釜、字中街道下、字北街道下

みなみまちょうら きたまちょうら みなみなかい
字南町裏、字北町裏 及び 南中井の各一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和7年1月29日から令和7年2月12日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画道路の変更経緯

年 月 日	事 項	決 定 権 者	備 考
昭和 56 年 7 月 3 日	当 初 決 定	福 島 県	福島県告示第 999 号
平成 12 年 4 月 21 日	第 1 回 変 更	福 島 県	福島県告示第 364 号